

□

強姦罪における性の規定に関する研究

－レイプ定義の妥当性を問う－

○首都大学東京大学院 シュルツェ・アンナ-ユリアーネ (008781)

【キーワード】強姦、被害者、ジェンダーバイアス

1. 研究目的

本研究は日本司法上の「強姦罪」によって定義されている男性加害者と女性被害者について、その性の規定の妥当性を検討するものである。被害者がレイプに対する偏見とステレオタイプによってネガティブな対応を経験することは多く (Burt, 1980; Weis & Borges, 1973)、被害者にとってレイプされた事実を報告、相談することが困難な犯罪である (Lees, 1997; McMullen, 1990)。そのため、被害者への対応に大きく影響するレイプに関する司法上の定義にステレオタイプや偏見がみられるか否かを確認する必要がある。日本における「強姦」の定義はヨーロッパと比べて、非常に狭く、また男性＝加害者、女性＝被害者に限定されている特徴がある。日本においてその定義の限定に関する調査研究は管見する限り見当たらない。本研究はその司法上の定義がレイプの実際を十分に反映しているか否かを検討することを目的とする。第 1 に、司法や調査研究等において表現されている加害者と被害者の性に関する出現パターンを総括し、特徴を明らかにする。第 2 に、強姦罪に表現されている性の規定がレイプに関する研究調査等のデータにみられる実際と一致するか否かを明らかにする。そして第 3 に、強姦罪の定義がレイプに関する偏見あるいはステレオタイプを表しているかを検討する。

2. 研究の視点および方法

強姦罪の定義がレイプに関するステレオタイプを表しているか否かを検討するため、その規定を研究調査等のデータと対比する方法をとる。言説分析を行い、ジェンダースタディーズの視点から解釈を進める。第 1 の段階として、司法上の強姦罪における加害者と被害者のあり方、また研究調査等における両者のあり方を比較し、総括する。ここでは加害者と被害者の性の規定に焦点を当て、それに続いて、どのようなレイプの形が想定されているかを解釈する。第 2 の段階として、社会学、心理学、法学分野等で行われた官庁・研究等のデータとの対比を行う。特に多様なレイプ形態における優位性や、レイプ被害によるインパクト (例えば PTSD) に関する調査に焦点を当てる。これまでのところ日本におけるレイプ研究調査は非常に少ないため、国際的な調査も参照する。そして第 3 の段階として、日本国内の研究で取り上げられていない問題を提起し、強姦定義が形成しているレイプ加害者・被害者のあり方の規定に関する妥当性を検証する。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理規定に基づいて実施される研究である。先行研究に関しては「A 引用」に基づき、正確な出典を明記することで自説と他説（先行研究）との違いを区別する。また研究発表に関しては「G 学会発表」を遵守する。

4. 研究結果

以下に本研究の結果を示す。第1の課題について、強姦罪の定義および研究調査等にみられる加害者と被害者の性の組み合わせパターンは次の表の通りである。

	強姦罪		研究調査等	
	男性被害者	女性被害者	男性被害者	女性被害者
男性加害者	×	○	○	○
女性加害者	×	×	○	○

さらに「強姦」はペニスを膣に挿入するという形に限られ、口腔、肛門への挿入或は膣を含めて挿入を強要するという形の行為は強姦罪として認められていない。第2の課題における研究調査等との対比によって、以下の2つの主な問題点が明らかになった。1. 「ワンパターンな性の組み合わせ」という問題は「男性＝加害者、女性＝被害者」が唯一のレイプパターンとして認識されていることを示している。それに反して実際には男性被害者の数が有意に多く（Blackら, 2011; Isely & Gehrenbeck-Shim, 1997）、女性加害者の存在も証明されている（Orman, 1985; Sarrel & Masters, 1982）。2. 強姦には「挿入形態の制限」の問題があり、被害者は性を問わず様々な形の挿入によるレイプによって深刻な PTSD 症状が出るという研究結果と矛盾している（Kesslerら, 1995; Walker & Davies, 2005）。第3の課題に関して、日本司法の強姦罪における男性＝加害者、女性＝被害者という制限は、レイプの実際と一致しておらず、加害者・被害者のあり方、レイプ形態のイメージがステレオタイプに基づいている可能性を示唆する。従って今後、日本の現状を理解するため、レイプパターンに関する研究調査をさらに行う必要があり、データを精査しながら、強姦罪にレイプに関するステレオタイプが潜んでいるかを検討することが重要である。

5. 考察

レイプに関する偏見の影響により、被害届けを出しにくくする恐れがあり、女性・男性被害者の保護や対応に悪影響を及ぼしている。司法において女性は被害者のみとして構築されることにより、女性加害者が守られ、罪が軽視されることが考えられる。今後、強姦の定義の妥当性を再検討する必要があり、被害者への対応が十分かを検討する必要がある。